平成２４年（フ）第８０号
愛媛県松山市辻町13番10号
債務者　中矢　貴士
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１００号
愛媛県松山市天山１丁目11番18号　天山安永第１マンション302号、住民票上の住所愛媛県松山市天山１丁目11番18号　安永第１マンション302号
債務者　村上かをる
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３号
佐賀県鹿島市大字飯田乙2692番地４
債務者　竹本　勇次
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第２４号
佐賀県嬉野市塩田町大字谷所甲2541番地１
債務者　吉岡美枝子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第３４号
佐賀県鹿島市浜町1412番地　県営浜町団地１―44号
債務者　竹本　　誠
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第３８号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1552番地１
債務者　栗﨑　知子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第７７号
宮崎市城ケ崎４丁目11番地21
債務者　松村まゆみ
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第８１号
宮崎県児湯郡高鍋町大字持田1614番地２
債務者　平岡智恵美
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３７号
茨城県龍ケ崎市平台５丁目４番地10　バードヒルＢ棟203号室、前住所茨城県ひたちなか市大字武田389番地の１
債務者　石塚とし恵（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第４０号
茨城県龍ケ崎市城ノ内１丁目17番地15　フロンティア101号室
債務者　長南　道治
1　決定年月日時　平成24年４月13日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第３２４号
長野市青木島町大塚454番地４
債務者　平坂　千夏
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８号
長野県諏訪郡下諏訪町4644番地４、前住所長野県岡谷市長地御所１丁目７番15号
債務者　小川　聖一
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第１９５号
兵庫県西宮市甲子園九番町８番17号　Ｂ―７、住民票上の住所兵庫県西宮市甲子園九番町８番17号
債務者　春山　雅一
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１０号
和歌山県御坊市湯川町小松原444番地２　コンパートメント―Ｎ102号室、住民票上の住所和歌山県御坊市湯川町小松原444番地２
債務者　上野亜紀子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２４年（フ）第１６号
島根県出雲市斐川町出西3741番地５
債務者　坂本　和也
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第２１号
島根県出雲市塩冶町1976番地５
債務者　村吉　時彦
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第１９号
愛媛県宇和島市桝形町１丁目３番11号
債務者　河野　光子
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
松山地方裁判所宇和島支部